

税務キャッチ・アップ

法定調書関係

e-Tax 又は光ディスク等による支払調書の提出義務

1 はじめに

支払調書の種類ごとに、前々年に提出された支払調書の枚数が1,000枚以上である場合、e-Tax 又は光ディスク等（以下「e-Tax 等」という。）による提出が義務付けられている。

平成30年度の改正により、2021年1月以降に提出すべき支払調書から、上記基準となる提出枚数が、「1,000枚以上」から「100枚以上」とされた。

そこで e-Tax 等による支払調書の提出義務について、基準となる支払調書の提出枚数を中心にはじめに再考する。

2 提出枚数のカウント

前々年の1月1日から12月31日までの間に提出された支払調書の枚数を支払調書の種類ごとに計算した数とされている（所規97の4①）。一般的には提出年の前々年1月に提出した支払調書の提出枚数をカウントすればいいこととなる。

なお、提出年の前々年について追加の提出があった場合は追加分を当初提出分にプラスする。訂正及び無効があった場合もそれぞれ訂正して提出した分や無効として提出した分の支払調書の提出枚数を加算することになる。

(例) 2019年の提出枚数
当初提出60枚 追加提出10枚
訂正提出20枚 無効提出15枚
提出された支払調書の数105枚

3 追加等をした場合の留意点

左記2のとおり、追加等した提出枚数も当初分に加算し提出枚数をカウントするため、追加等した分のみ合計表を作成して支払調書を提出することとなる。

もし、当初提出分に追加等した分を加減して支払調書を提出してしまった場合、当初分が二重でカウントされることになる。

(例) 2019年の提出枚数
報酬の支払調書 60枚（当初）
追加提出分 10枚

A. 追加分だけ提出した場合

$$60枚 + 10枚 = 70枚$$

$$70枚 < 100枚$$

∴ 2021年分について e-Tax

等による提出義務なし

B. 当初分に追加分を加算して提出した場合

$$60枚 + 70枚 = 130枚$$

$$130枚 \geq 100枚$$

∴ 2021年分について e-Tax

等による提出義務あり

4 e-Tax 等による提出義務

① 判定単位

本店と支店など法定調書の提出義務を有する者が複数ある場合、本店・支店の提出枚数を合算することなくそれぞれで判定する。

(例) 2019年の報酬の支払調書の提出枚数
本店110枚 支店80枚
∴ 2021年分について本店のみ

e-Tax 等による提出義務務あり

② 納付報告書

給与所得の源泉徴収票について e-Tax 等による提出が義務付けられた場合、市区町村へ提出する納付報告書も eLTAX や光ディスク等による提出が義務付けられる（地法317の6⑤）。

eLTAX で納付報告書の電子データを作成した場合、e-Tax 用のデータも同時に作成できるため利用も一考である。

③ 光ディスク等による提出

e-Tax 等による支払調書の提出義務がない者が、光ディスク等により支払調書を提出する場合には、その提出しようとする日の2ヶ月前までに承認申請書を提出しなければならない。

なお、支払調書の提出枚数が100枚以上となったため、e-Tax 等による提出が義務付けられている者は、申請書の提出は必要ない（所規288の4②）

5 おわりに

提出基準が100枚以上となつたことで e-Tax 等で支払調書を提出しなければならない法人が増加することが想定される。

本年1月に提出した支払調書から判断することとなるため、対象法人は早めのシステム改修や対応が求められる。

（右山研究グループ
税理士 樋口 肇）